

VI. 学籍について

1. 学籍とは

「学籍」とは、札幌学院大学の在学者としての身分を意味する用語です。学籍は入学によって発生します。

2. 休学

休学は、学生が疾病またはその他の事情により、3ヶ月以上修学できない場合に願い出により認められる制度で、学籍は継続されたままとなります。

- 1) 休学を希望する場合は、次の手続が必要です。
 - ①大学所定の様式（休学願）に必要事項を記入のうえ教育支援課に提出し、教授会の許可を得ること。
 - ②前期は5月21日、後期は10月31日以降に休学願を提出した場合、当該学期分の学費を納入していること。
- 2) 休学期間は、半年間又は1年間です。また、年度を超えての休学は認められません。
- 3) 年度を超えての休学を希望する場合は、新年度前にあらためて休学手続きを取ってください。
- 4) 休学期間は、通算で2年を超えることができません。
- 5) 休学期間中の学費は不要です。

3. 復学

休学者の休学事由が消滅したときは、願い出により復学することができます。復学できる時期は、教育課程編成との関係で、学期の始め（第1学期（前期）または第2学期（後期）の開始日）に限定されています。

- 1) 復学を希望する場合は、次の手続が必要です。
 - ①大学所定の様式（復学願）に必要事項を記入のうえ教育支援課に提出し（復学手数料（2,000円）が必要となります）、教授会の許可を得ること。
 - ②前期からの復学希望者は2月末まで、後期からの復学希望者は8月末までに復学願を提出すること。
 - ③教授会での許可後に送られてくる学費納付書に書かれている期限までに学費を納入すること。
- 2) 復学後の学年は、休学時の学年で半年以上の在学期間があるかどうかで決まります。休学する際、復学後には何年生になるのかを確認するようにしてください。復学した際の学年により、復学後に履修登録できる科目が異なります。

4. 学籍の喪失

通常、卒業することで学籍は喪失（本学の学生でなくなること）します。卒業以外で学籍が喪失する場合としては、「退学」と「除籍」があります。

- 1) 退学は、学生自身の意志により学籍を喪失（本学の学生でなくなること）することです。退学は、学生の意志によるものですから、いつでも願い出ることはできますが、次の手続が必要で、
 - ①大学所定の様式（退学願）に必要事項を記入のうえ教育支援課に提出し、教授会の許可を得ること。
 - ②一定期間経過後は、退学日が含まれる学期分の学費を納入していること。

- 2) 休学期間中でも退学を願い出ることができますが、除籍となった者は、退学を願い出ることにはできません。
- 3) 退学には、学生の自由意志に基づくもののほか、懲戒処分としての退学があります。懲戒処分としての退学は、学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合、その内容、軽重等を考慮し、別に定める「学生の処分に関する運用細則」の規定により、在学契約を解消することです。
- 4) 懲戒処分としての退学とは別に、大学が一方的に在学契約を解消する必要のある場合があります。これを除籍と呼んでいます。本学学則において定められている除籍の事由は、次のとおりです。
 - ① 8年の年数を在学しても規定の単位を修得せず卒業できない者
 - ② 4年の年数を在学しても、規定の単位を修得せず第3年次に進級できない者
 - ③ 休学期間を過ぎても所定の手続きをとらない者
 - ④ 所定の授業料その他の納入金を期限を過ぎても、無届けのまま納入しない者
 - ⑤ 正当な理由なく授業科目の履修登録を所定の期限までに行わない者

なお、死亡の場合も除籍とします。

5. 再入学

本学を自主的に退学した場合、または学費未納や履修登録を行わなかったことで除籍となった場合は、願い出により再入学を許可する場合があります。ただし、退学時等の学部が既に開設されていない場合など、再入学ができない場合もあります。詳細は、教育支援課にお問い合わせください。

6. 転学部・転学科

本学の学生で、所属学部・学科以外の学部・学科へ移ることを転学部・転学科といいます。転学部・転学科は、毎年全ての学部学科で行うわけではありません。毎年秋頃に、翌年度の転学部・転学科試験の説明会を実施するので、希望者は必ず参加し、条件等を確認するようにしてください。

7. 卒業延期

卒業延期者には、当該学生に適用されているカリキュラム及び履修制度をそのまま適用します。また、卒業単位数不足により卒業延期者となった場合、卒業までに必要な単位数が少数の場合に限り授業料の減免措置があります。詳細は、教育支援課で確認してください。

8. 在学年限

本学の在学年限は、次のとおりです。在学年限を越えて在学することはできません。

- 1) 通常の場合は、休学期間を除き8年です。
- 2) 2年次編入学生及び転学部転学科生は7年です。
- 3) 3年次編入学生及び転学部転学科生は6年です。
- 4) 再入学者の在学年限は、退学・除籍以前を加えて8年です。

9. 前期末卒業

本学に4年以上在学していながら単位数不足で年度末に卒業できなかった場合、前期の終了をもって卒業の条件を満たした場合は、前期末で卒業となります。

10. 卒業見込証明書の発行基準

第3学年末（留年生については前年度末）において卒業に必要な単位数のうち90単位以上を修得し、かつ履修登録による仮卒業判定において卒業が可能である学生には、卒業見込証明書を発行します。発行時期については、毎年情報ポータル等で周知します。

なお、90単位を満たしておらず、卒業見込証明書の発行ができない学生についても、下表の追加発行基準を満たした場合、後期から卒業見込証明書を発行することがあります。

逆に、卒業見込証明書の発行対象者であっても、当年度内に卒業要件を満たすことができないことが判明した場合は、それ以後の卒業見込証明書を発行しません。4年以上在学し、卒業延期となった学生についても同様の取り扱いとします。

<前期成績を考慮した追加発行基準>

10単位以内で上記の発行基準に達しなかった学生については、前期成績確定後に後期科目を単位修得したとみなして卒業仮判定を行います。この仮判定で合格となった者には、それ以降、卒業見込証明書を発行します。